

住所不明にともなう、みなし自由脱退の処理について(公告)

住所変更届をお出しいただいていない組合員の中で2022年3月末日までの4,403名について、定款第10条2項の規定に基づき、2025年3月末付で自由脱退処理を行います。

2025年2月17日から3月14日まで北・中央・東エリア本部、医療福祉生活協同組合おおさがが運営する医科歯科病院、診療所で対象の組合員を確認できるようにしています。

住所変更などの届け出が出来ておられない組合員の方は、ご確認の上変更届をおこなっていただきますようお願いいたします。

2025年2月17日

医療福祉生活協同組合おおさが